

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第605号

2013年（平成25年）11月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について  
(答申)

2013年（平成25年）10月23日付けで諮問（第605号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

千葉県鎌ヶ谷警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため、市民窓口センターで保有する住民票の写し等交付申請書等の照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、千葉県鎌ヶ谷警察署司法警察員に住民票の写し等交付申請書等の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 住民票の写し等交付請求書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住民の写し等交付請求書について次の事項

住民の写し等交付請求書（請求に係る付属文書含）の閲覧及び複写

住所・世帯主氏名・必要な方の氏名及び請求者（第三者）の住所・氏名・使用目的・本人確認欄，金銭借用証書

なお，照会対象者であり住民票の写し交付請求書に記載されている世帯主は，住民基本台帳事務上，DV・ストーカー等の加害者から住民票の写し等の交付請求に係る支援措置を受けている者であるが，債権回収等の正当な理由がある者からの請求に対しては，法令上交付を制限することができないものであるため，本件住民票の写し等の交付がなされたものである。

イ 目的外に提供する相手方

千葉県鎌ヶ谷警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した千葉県鎌ヶ谷警察署司法警察員によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また，捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について千葉県鎌ヶ谷警察署に問い合わせたところ，「捜査内容の詳細については回答できないが，第三者である請求者が当署において捜査中の文書偽造による詐欺容疑の被疑者であり，照会書対象者の住民票の写しを不正取得した疑いがあるため，住民票の写し等交付請求書により被疑者を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，住民票写し等の交付に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、住民票の写し等交付請求書の請求者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 住民票の写し等交付申請書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のと通りの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した千葉県鎌ヶ谷警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については「捜査内容の詳細については回答できないが、第三者である請求者が当署において捜査中の文書偽造による詐欺容疑の被疑者であり、照会書対象者の住民票の写しを不正取得した疑いがあるため、住民票の写し等交付請求書により被疑者を確認したい。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、住民基本台帳カードの交付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているが、本件の場合、本人通知を行うべき相手は、住民票等交付申請書に記載された世帯主である照会対象者及び照会対象者の住民票等の交付請求を行った第三者である。

実施機関は、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、後者については犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。以上から判断すると後者については目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

ただし、照会対象者である前者については、本人通知を行った場合の当該捜査遂行における支障の有無を捜査機関に再度確認したうえで、本人通知を省略する合理的理由がないと認められる場合には、本人通知を行うべきである。

以 上

